



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

B's 事務所通信

発行：社会保険労務士法人びいずろうむ

〒466-0023 名古屋市昭和区石仏町1丁目33

TEL 052-753-4866 FAX 052-753-4867 e-mail info@b-z.jp 通巻No.160

1

2023

重要政策

令和4年度第2次補正予算が成立 雇用関係の助成金の見直しの内容は？

令和4年12月初旬、令和4年度第2次補正予算が可決・成立しました。この補正予算の内容は、一般会計の歳出総額が28兆9,222億円。厚生労働省関係では、追加額4兆7,858億円（うち一般会計4兆6,137億円）が計上されており、「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ等にも7,444億円が投じられることになりました。たとえば、雇用関係の助成金については、次のような見直しが行われることになりました。

.....物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策に基づく雇用関係の助成金の見直し.....

- 企業内における事業展開等に伴う労働者のスキル習得を支援する「人材開発支援助成金（事業展開等リスクリテラシー支援コース）」の創設
- 「キャリアアップ助成金」による非正規雇用労働者の処遇改善
- 「特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）」を活用した就職困難者の人材育成の推進
- 賃金上昇につながるスキルアップを目的とした在籍型出向を支援する「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」の創設
- 賃金上昇を伴う早期再就職を支援する「労働移動支援助成金」の見直し
- 賃金上昇を伴う中高年齢者の中途採用の拡大を支援する「中途採用等支援助成金」の見直し

★雇用関係の助成金については、令和4年12月から雇用調整助成金の特例措置を縮小する（一定の場合を除き、原則的な内容に戻す）こととされ、積極的に物価高の克服、コロナ禍で落ち込んだ経済の再生を目指す方向に舵が切れつつあります。その第一歩といえる見直しが行われました。各助成金の見直しの詳細につきましては、気軽にお尋ねください。

決定済み・
施行待ちの改正

賃金のデジタル払い 令和5年4月から可能に

令和4年11月下旬、いわゆる賃金のデジタル払いを可能とするための「労働基準法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第158号）」が公布されました。施行期日は、令和5年4月1日とされています。この改正の概要は、次のとおりです。



.....いわゆる賃金のデジタル払いが可能に 労働基準法施行規則の改正の概要.....

賃金の支払方法については、通貨のほか、労働者の同意を得た場合には、銀行その他の金融機関の預金又は貯金の口座への振込み等によることができることとされています。

キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、資金移動業者の口座への資金移動を給与受取に活用するニーズも一定程度見られることも踏まえ、この度、使用者が、労働者の同意を得た場合に、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払（いわゆる賃金のデジタル払い）ができることとしました。

資金移動業者の指定要件等については、労働政策審議会労働条件分科会において、公労使の代表に議論いただいた上で、定められました。

資金移動業者の指定に係る一定の要件としては、たとえば次のようなものがあります。

- ① 賃金支払に係る口座残高の上限額を100万円以下に設定していること又は100万円を超えた場合でも速やかに100万円以下にするための措置を講じていること。
- ② 破綻などにより口座残高の受取が困難となったときに、労働者に口座残高の全額を速やかに弁済することを保証する仕組みを有していること。

(次ページへ続く)

企業の36.0%が「見直しは特にしていない」 ～パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査

厚生労働省から、「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の概況」が公表されました。この調査は、パートタイム・有期雇用労働法の施行後の状況を明らかにすることを目的として実施されるものです。調査結果のポイントは次のとおりです。

◆事業所調査

○企業におけるパートタイム・有期雇用労働者の雇用状況
パートタイム・有期雇用労働者を雇用している企業は75.4%となっている。そのうち「無期雇用パートタイムを雇用している」企業は51.4%、「有期雇用パートタイムを雇用している」企業は27.1%、「有期雇用フルタイム」を雇用している企業は23.2%となっている。

○パートタイム・有期雇用労働法の施行による待遇の見直し

同法が施行された令和2年4月（中小企業は令和3年4月）以降のパートタイム・有期雇用労働者と正社員間の不合理な待遇差の禁止の規定への対応をみると、「見直しを行った」企業の割合が28.5%、「待遇差はない」が28.2%となっており、合わせて6割近くになっている。一方、「見直しは特にしていない」企業の割合は36.0%となっている。

また、「パートタイム・有期雇用労働者の待遇の見直しを行った」企業については、見直した待遇の内容は「基本給」が45.1%と最も高く、次いで「有給の休暇制度」が35.3%となっている。

◆個人調査

○自身と業務の内容および責任の程度が同じ正社員と比較した賃金水準の意識

「業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいる」パートタイム・有期雇用労働者の賃金水準についての意識は、パートタイム・有期雇用労働者計でみると「賃金水準は低く、納得していない」が45.0%と最も高くなっている。

○自身と正社員との待遇の相違についての説明要求の有無及び結果

令和2年4月（中小企業は令和3年4月）以降の自身と正社員との待遇の相違の内容や理由について、「説明を求めたことがある」パートタイム・有期雇用労働者は15.1%であり、そのうち「説明があり納得した」割合は79.7%である。

詳しくは、下記厚生労働省のホームページをご覧ください

さい。【令和3年 パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の概況】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/170-1/2021/index.html>

賃金引上げ等の実態に関する 調査結果が公表されました

◆「賃金引上げ等の実態に関する調査」

厚生労働省は、令和4年「賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果を公表しました。この調査は、全国の民間企業における賃金の改定額、改定率、改定方法などを明らかにすることを目的に、例年7月から8月にかけて行われています。調査の対象は、常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民間企業で、令和4年は3,646社を抽出して調査を行い、2,020社から有効回答を得ています。

◆賃金を引き上げる企業が85.7%

令和4年中における賃金改定の実施状況をみると、1人平均賃金（注）を引き上げた・引き上げる企業の割合は85.7%（前年80.7%）となり、3年ぶりの増加となりました。産業別にみると、「学術研究、専門・技術サービス業」が95.7%、次いで「建設業」が95.4%と高くなっています。また、賃金の改定状況をみると、1人平均賃金の改定額は5,534円（前年4,694円）、1人平均賃金の改定率は1.9%（同1.6%）でした。

（注）1人平均賃金とは、所定内賃金（諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない）の1か月1人当たりの平均額をいいます。

◆業績を踏まえつつ、労働力の確保を

調査では、賃金改定の決定時に重視した要素として、「会社の業績」（40%）、次いで「労働力の確保・定着」（11.9%）が挙げられています。業界内・他企業の動向も踏まえつつ、賃上げ要請に対する自社の戦略を立てていくことが必要となるでしょう。

【厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査：結果の概要」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jitai/22/index.html>

高齢労働者もDX・リスキリング

少し古い調査ですが、「60代の雇用・生活調査」という調査（2020年公表。JILPT）によると、60代の高齢者に占める就業者の割合が上昇しており、調査時点で仕事をしていた高齢者が59.0%であったということです。

日本の労働人口は2040年までに20%減るともいわれています。一方で政府は、年金の支給開始年齢の70歳までの引上げを視野に入れているようです。働かななくてはならない高齢者も増え、労働力人口に占める働く高齢者の割合も増えることになるでしょう。高齢になってからも働かななくてはならないというのは確実なようです。

◆DX・リスキリングの必要性

いま、DX・リスキリングが必要だということがいわれていますが、働く高齢者も例外ではありません。

DXとリスキリングはセットで考えないと効果がありません。帝国データバンクが行った「リスキリングに関する企業の意識調査」（2022）によると、DXに取り組んでいると回答した企業のうち8割以上がリスキリングにも取り組んでいます。一方、DXにまだ取り組んでいない企業では3割程度しかリスキリングに取り組んでいません。

年齢が上がるとどうしても新しい物事に取り組む意欲が弱くなり、慣れ親しんだ方法から離れられなくなるということはあるでしょう。しかし、これからも働くのであれば、年齢や業種、職層に関係なくDX・リスキリングは必須のものとなります。

◆リスキリングとは、つまり……

いまだに「神エクセル」や「エクセル方眼紙」が根強く残っている企業もあるのでしょうか。リスキリングとは、ごく簡単にいえば、新しいデジタルツールの学習であるともいえます。

ただ、新しいデジタルツールといってもこれまでの技術の延長上にあるものですので、仕組みが分かれば怖いことはありません。高齢労働者がこれまでの職業経験も活かして、臆せず新しい知識を吸収していけるような取組みが、企業には求められます。

【労働政策研究・研修機構(JILPT)「60代の雇用・生活調査」】

<https://www.jil.go.jp/institute/research/2020/199.html>

【帝国データバンク「リスキリングに関する企業の意識調査」】

<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/p221109.html>

人材開発支援助成金に事業展開等 リスキリング支援コースが 新設されました！

厚生労働省の「人材開発支援助成金」について、令和4年12月2日より、新コースが創設されるなどの変更がありましたのでご紹介します。申請をご検討の際は、弊所にご相談ください。

◆「事業展開等リスキリング支援コース」の新設

本助成金は、新規事業の立ち上げなどの事業展開等に伴い、新たな分野で必要となる知識および技能を習得させるための訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成するものです。

対象事業主は、①既存事業にとらわれず、新規事業の立ち上げ等の事業展開に伴う人材育成に取り組む事業主（例：新商品や新サービスの開発、製造、提供または販売を開始するなど）、②業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、デジタル・グリーン化に対応した人材の育成に取り組む事業主です（例：ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進める）。

支給対象となる訓練は、①企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識および技能の習得をさせるための訓練、もしくは②事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させるうえで必要となる専門的な知識および技能の習得をさせるための訓練等です。

経費助成率は75%（中小企業の場合）、賃金助成額は1人1時間あたり960円（中小企業の場合）です（助成限度額あり）。

◆「人への投資促進コース」の改正（助成率の引上げ等）

本助成金は、デジタル人材・高度人材を育成する訓練、労働者が自発的に行う訓練、定額制訓練（サブスクリプション型）等を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成するものです。今般、①助成限度額の引上げ、②定額制訓練の助成率の引上げと対象訓練の緩和、③高度デジタル人材訓練の支給対象訓練の追加等がされました。

(最初のページより)

- ③ 労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰することができない理由により口座残高に損失が生じたときに、その損失を補償する仕組みを有していること。 など

★賃金のデジタル払いは、賃金の支払・受取の選択肢の1つです。会社側は、希望しない労働者に強制してはなりません。あくまでも、社員の同意を得ることが前提の制度となっています。政府の強い要望で実現したのですが、企業としては、メリットとデメリットを見極める必要があるでしょう。実施にあたっての細かな要件などについては、気軽にお尋ねください。

源泉徴収

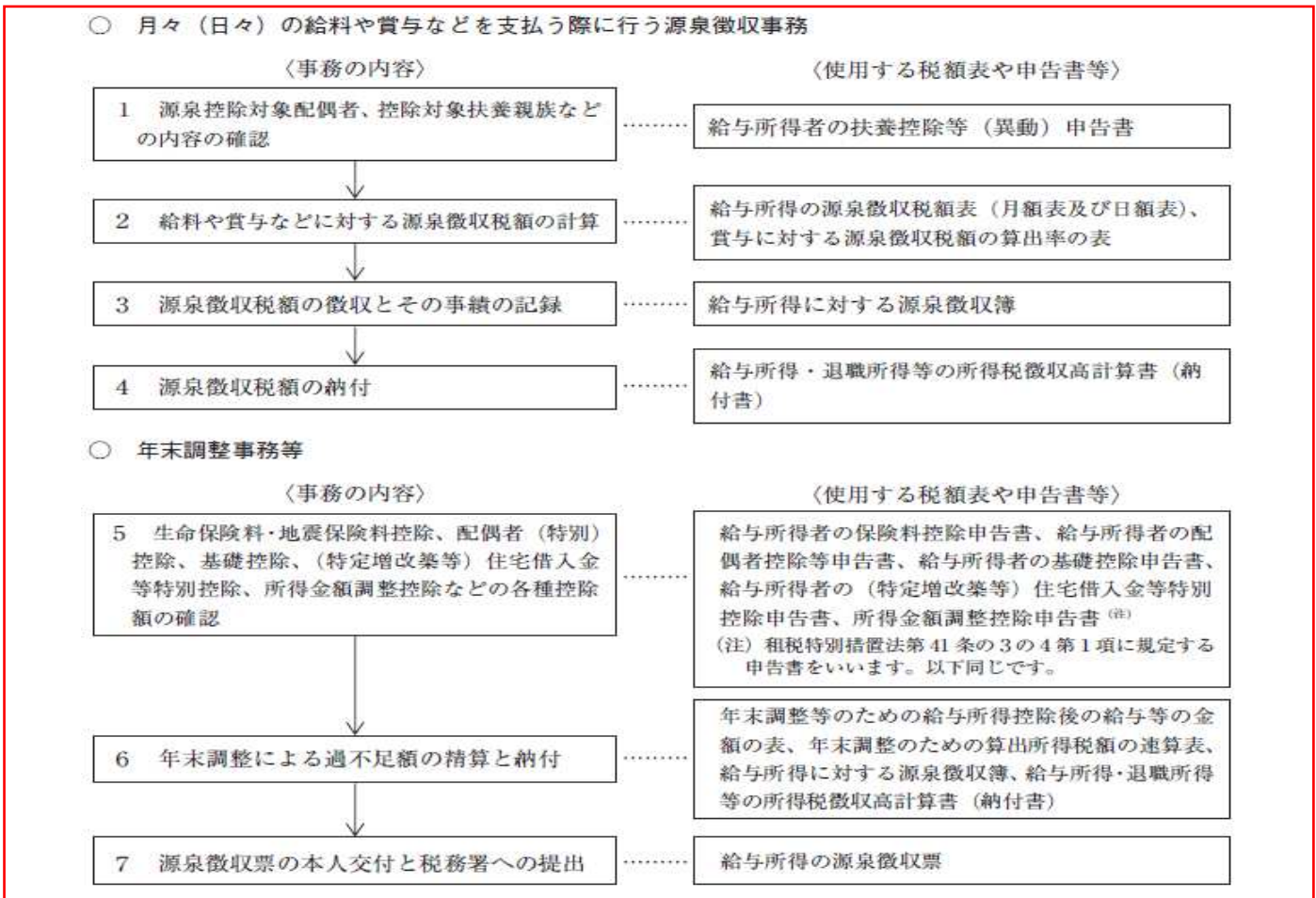


要確認

「令和5年版 源泉徴収のしかた」を公表(国税庁)

国税庁から、「令和5年版 源泉徴収のしかた」が公表されました。これは、会社や商店などで通常行う源泉徴収事務の概要を説明したものです。なかでも、最も重要といえるのは「給与所得の源泉徴収事務」ですが、そのほか、「退職所得の源泉徴収事務」なども取り上げられています。

.....「令和5年版 源泉徴収のしかた」／給与所得の源泉徴収事務（基本を確認）.....



★「令和5年版 源泉徴収のしかた」では、上記のような事務（主に「月々の源泉徴収事務」）について、その事務のしかたが、最新の内容で説明されています。令和5年1月からの源泉徴収事務を行う前に、今一度、確認しておきたいところです。詳細につきましては、気軽にお尋ねください。



- 1/10** ● 12月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 1/20** ● 納期特例適用 令和4年7月～12月徴収分の源泉所得税の納付
- 12月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 11月決算法人の確定申告と納税・令和5年5月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 2月・5月・8月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
- 1/31** ● 労働保険料の納付（延納3期分）
- 労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満／令和4年10月～12月）
- 法定調書の提出（税務署） ● 給与支払報告書の提出（市区町村）



◆あしがき◆ あけましておめでとうございます。5日にスタッフ全員がそろって賑やかに仕事始めをしました。ジャンプの年にしたいと思います。ご支援のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。